

豊川市訓令第4号

庁 中 一 般
各 か い

豊川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

平成28年4月1日

豊川市長 山 脇 実

豊川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する基本方針に即して、法第7条に規定する事項に関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（水道事業職員、下水道事業職員及び病院事業職員を除く。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「職員による障害を理由とする差別に関する相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをした場合又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備等)

第7条 障害者等からの職員による障害を理由とする差別に関する相談等は、原則として当該事務又は事業を所管する課等において行うものとし、職員に

よる障害を理由とする差別に関する相談等に係る問題の解決に向けた調整等をするため、次の課に相談窓口を置く。

- (1) 福祉部障害福祉課
- (2) 総務部人事課
- (3) 教育委員会庶務課

2 職員による障害を理由とする差別に関する相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用いて対応するものとする。

3 第1項の相談窓口は、障害者等から職員による障害を理由とする差別に関する相談等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取する等必要な確認をした上で、該当する職員が所属する課等に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた課等は、対処する必要があると認めるときは、速やかに是正措置、再発防止策等を採用するものとする。

5 第1項の相談窓口に寄せられた職員による障害を理由とする差別に関する相談等及び前項の規定による是正措置、再発防止策等は、福祉部障害福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係課等で情報共有を図るとともに、以後実施する事務又は事業において活用することとする。

(研修及び啓発)

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

3 職員が障害の特性を理解するとともに障害者に適切に対応するため、マニュアル等の活用により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 豊川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項（第3条、第4条関係）

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス若しくは各種機会の提供を拒否すること又はこれらの提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）をすること、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者と異なる取扱いをすること及び合理的配慮を提供する等のために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく、障害者を障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

第1の正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス又は各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈する等して法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）、事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的な場面及び状況に応じて、総合的かつ客観的に判断することが必要である。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、別表第1のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、同表の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、更に、それらはあくまでも例示であり、当該具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供することを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事務又は事業の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、並びに事務又は事業の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性又は社会的障壁の除去が求められる具体的な場面若しくは状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、第5 に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。更に、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等にあつては、その都度の合理的配慮とは別に、4の環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減及び効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的な場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示又は身振り、サイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる点に留意する必要がある。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける等、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実

施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等にあつては、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等をする場合にあつては、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈する等して法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的な場面又は状況に応じて総合的かつ客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- (1) 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）
- (2) 物理的又は技術的な制約、人的又は体制上の制約等を考慮した実現可能性の程度
- (3) 費用又は負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的な場面又は状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、合理的配慮に当たり得る具体例は、別表第2のとおりである。なお、同表の具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、更に、それらはいくまでも例示であり、当該具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

第7 障害特性に応じた対応等について

障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められる。なお、職員が対応する際の参考とするため、代表的な障害特性及び主な

対応については、別表第3のとおりである。

このほか、障害児については、成人の障害者とは異なる支援の必要性がある。子どもは、成長及び発達の上途にあり、乳幼児期の段階から個々の子どもの発達の段階に応じて一人一人の個性と能力に応じた丁寧に配慮された支援を行う発達支援が必要である。また、子どもを養育する家族を含めた丁寧かつ早い段階からの家族の支援が必要である。特に、保護者が子どもの障害を知ったときの気持ちを出発点とし、安心と希望をもって子育てができるように、十分な配慮と支援が必要である。

また、医療的ケアを要する障害児については、配慮を要する程度に個人差があることに留意し、医療機関等と連携を図りながら、個々の状態及び必要な支援を丁寧に確認し、適切な支援を行うことが必要である。

他にも、障害者が女性又は外国人である場合には、障害に加えて女性又は外国人であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、配慮が必要である。

別表第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

対象所属	具 体 例
全所属	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害を理由に窓口対応を拒否する。 2 障害を理由に対応の順序を後回しにする。 3 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。 4 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 5 事務若しくは事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず障害を理由に来庁の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付け、又は特に支障がないにもかかわらず付添い者の同行を拒む。 6 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。 7 本人を無視して、介助者、付添い者等のみに話しかける。
福祉関係施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的体制及び設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者又は多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否する。 2 障害を理由に、サービスの利用を制限する（場所、時間帯等の制限する。）。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対応を後回しにする。 (2) サービスの提供時間、提供場所等を限定する。 (3) サービスの利用に必要な情報提供を行わない。 3 障害を理由にサービスの利用に際し条件を付す（障害のない者には付さない条件を付す。）。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者、介助者等の同伴をサービスの利用条件とする。 (2) サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課す（仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求める等。）。 4 障害を理由に、サービスの利用・提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行事、娯楽等への参加を制限する。 (2) 年齢相当のクラスに所属させない。 (3) 本人（本人の意思を確認することが困難な場合は、その家族等）の意思に反して、福祉サービス（施設への入所等）を行う。
学校教育機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害を理由に、学校への入学、授業等への参加、校外教育活動若しくは式典参加を拒み、又はこれらを拒まな

	<p>い代わりとして正当な理由のない条件を付す。</p> <p>2 授業等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、学習評価の対象から除外し、又は評価において差を付ける。</p>
--	---

別表第2 合理的配慮に当たり得る具体例

1 物理的環境への配慮

対象所属	具 体 例
全所属	<p>1 段差がある場合に、車椅子利用者に対し、キャスター上げ等の補助をする。携帯スロープがある施設では、必要に応じて携帯スロープを渡す。</p> <p>2 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。</p> <p>3 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩く。前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。</p> <p>4 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。</p> <p>5 車椅子を配置している施設では、必要に応じて利用を案内する。</p> <p>6 多目的トイレが設置されている施設では、必要に応じて案内する。</p> <p>7 エレベーターがない施設の上下階に移動する際、移動をサポートする。</p> <p>8 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった場合で、別室の確保が困難であるときは、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける等の対応をする。</p> <p>9 電子メール、ウェブページ、ファクシミリ等多様な媒体で情報提供及び利用受付を行う。</p> <p>10 広報等の連絡先を電話番号だけでなくFAX番号も記載する。</p> <p>11 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえ、又はバインダー等の固定器具を提供する。</p> <p>12 色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物、案内図等の配色を工夫する。</p> <p>13 館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする。</p> <p>14 災害や事故が発生した際、館内放送等で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内</p>

	し、誘導を図る。
福祉関係機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示板、磁気誘導ループ等の補聴装置の設置又は音声ガイドの設置を行う。 2 トイレ、作業室等の部屋の種類又はその方向を示す絵記号、色別の表示等を設ける。
学校教育機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に教職員が直接災害を知らせる。可能な限り、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報設備等を用意する。 2 移動に困難のある児童・生徒のために、保護者等が送迎するための駐車場を確保する。可能な限り、参加する授業で使用する教室等について配慮する。 3 視覚情報の処理が苦手な児童・生徒のために、黒板周りの掲示物等の情報量を減らす等、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。 4 知的障害のある児童・生徒に対し、図又は写真を用いた日課表、活動予定表等を活用し、自主的に判断し、見通しをもって活動できるようにする。 5 介助等を行う支援員、保護者、支援学生等の教室への入室、授業等でのパソコン入力支援、移動支援及び待合室での待機を許可する。 6 障害の特性により、頻繁に離席の必要のある場合には、教室等の座席の位置は、障害特性に合わせ配慮する。

2 意思疎通の配慮

対象所属	具 体 例
全所属	<ol style="list-style-type: none"> 1 筆談、図解、読み上げ、手話、身振り、口話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。なお、筆談をする際には、簡潔な言葉を使う、二重否定表現など難しい言い回しは避ける、携帯電話画面を利用する等読みやすい文字を使うといった点に留意する。 2 説明文書の振り仮名付き版、点字版、拡大文字版、テキストデータ又は音声データ（コード化したものを含む。）を提供する。 3 声がよく聞こえるように、また、口の動き、表情等を読めるようマスクを外して話をする。 4 必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者等を配置する。 5 講座、講演会等で手話通訳者、要約筆記者等の設置予

	<p>定がある場合、案内チラシ等にその旨記載する。</p> <p>6 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。</p> <p>7 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。</p> <p>8 意思疎通が不得意な障害者に対し、実物、絵カード等を活用して本人に分かる方法で意思を確認する。</p> <p>9 駐車場等で、通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。</p> <p>10 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示し、又は分かりやすい記述で伝達する。本人の依頼がある場合には、代読又は代筆といった配慮を行う。</p> <p>11 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩又は暗喩、二重否定表現等を用いずに具体的に説明する。</p> <p>12 障害者から申出があった際に、ゆっくりかつ丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭においたメモを、必要に応じて適時に渡す。</p> <p>13 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚若しくは聴覚に障害のある委員又は知的障害のある委員に対し、ゆっくりかつ丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行う。</p> <p>14 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートをする等の配慮を行う。</p> <p>15 コンピュータ等の情報通信技術を活用したコミュニケーション機器（音声を変換すること、表示された絵などを選択すること等ができる機器）を設置する。</p>
--	--

3 ルール・慣行の柔軟な変更

対象所属	具 体 例
全所属	<p>1 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続の順番を入れ替える。</p> <p>2 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室席等を用意する。</p> <p>3 スクリーン、手話通訳者、要約筆記、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。</p> <p>4 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。</p>

	<p>5 障害者の来庁が多数見込まれる場合は、敷地内の駐車場等において、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。</p> <p>6 他人との接触又は多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合は、当該障害者に説明の上、障害の特性又は施設の状況に応じて別室を準備する。</p> <p>7 非公表の会議又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。</p>
福祉関係施設	<p>1 障害の特性に応じて休憩時間を調整する。</p> <p>2 パニック等を起こした際に、静かに休憩できる場所を設ける。</p>
学校教育機関	<p>1 テストにおいて、本人又は保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、時間の延長、拡大文字又は支援員等による読み上げを許可する。</p> <p>2 授業で使用する教科書等について拡大したものを必要に応じて渡す。</p> <p>3 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童・生徒に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。</p> <p>4 肢体不自由のある児童・生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボールの大きさや投げる距離を変えたり、走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。</p> <p>5 日常的に医療的ケアを要する児童・生徒に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関、介助者等との連携を図り、個々の状態及び必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。</p> <p>6 慢性的な病気等のために他の児童・生徒と同じように運動ができない児童・生徒に対し、運動量を軽減する、代替となる運動を用意する等、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。</p> <p>7 治療等のため学習できない期間が生じる児童・生徒に対し、保護者・医療機関等と連携し、無理のない範囲で学習機会を確保する。</p> <p>8 読み・書き等に困難のある児童・生徒のために、授業等でのタブレット端末等の情報通信技術を活用した機器の使用を許可したり、筆記に代えて口頭による学習評価を行ったりする。</p> <p>9 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童・生徒に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録</p>

	<p>画したもので学習評価を行ったりする。</p> <p>10 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童・生徒のために、能動的な学習活動等においてグループを編成するときには、事前に伝え、場合によっては本人の意向を確認する。また、こだわりのある児童・生徒のために、話し合い、発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保し、又は個別に対応する。</p>
文化芸術施設	<p>移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。</p>

別表第3 代表的な障害特性に応じた主な対応

障害特性	主な対応
視覚障害（視力障害・視野障害）	<ol style="list-style-type: none"> 1 音声や点字表示等、視覚情報を代替する配慮を行う。 2 中途受障の人では白杖を用いた歩行又は点字の解読が困難な人も多いため留意が必要である。 3 声をかけるときには、前から近づき、「〇〇さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗る。 4 説明するときには、「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」等の指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」等と具体的に説明する。 5 普段から通路（点字ブロックの上等）に通行の妨げになるものを置かない、日頃、視覚障害者が使用しているものの位置を変えない等の留意が必要である。 6 主に弱視の場合は、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらう等の配慮が必要である。
聴覚障害	<ol style="list-style-type: none"> 1 手話、文字表示等、手話通訳者、要約筆記者等の配置等、目で見えて分かる情報を提示すること等によりコミュニケーションをとる配慮を行う。 2 補聴器や人工内耳を装用し、残響又は反響のある音を聞き取ることが困難な場合には、必要に応じて代替する対応をするよう配慮する（マイクの使用を伴う磁気誘導ループ、FM補聴器の利用等）。 3 音声だけで話すことは極力避け、視覚的でより具体的な情報も併用する。 4 筆談をする場合は、短い文で簡潔に書く。図又は記号を用いて表現を明確にする。 5 スマートフォン等のアプリケーションソフトに音声を

	<p>文字又は手話に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる。</p>
<p>盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて盲ろう者関係機関に相談し、対応に関する助言を受ける。 2 障害の状態又は程度に応じ視覚障害又は聴覚障害の人と同じ対応が可能な場合があるが、同様な対応が困難な場合には、手書文字、触手話、指点字等の代替する対応（個々の盲ろう者に合わせた対応）をするよう配慮する。 3 言葉の通訳に加えて、視覚的・聴覚的情報（状況説明として、人に関する情報（人数、性別、表情、動作等）、環境に関する情報（部屋の大きさ、机の配置、その場の雰囲気等）等）についても意識的に伝える。
<p>肢体不自由（車椅子を使用している場合）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 段差をなくすこと、車いす移動時の幅・走行面の者ど、車いす用トイレの設置、施設のドアを引き戸又は自動ドアにすること等について、配慮を行う。 2 車椅子使用者が机の前に来たときの車椅子が入れる高さ、作業を容易にする手の届く範囲等を考慮する。 3 ドア、エレベーター等の中のスイッチ等の機器操作のための配慮を行う。 4 視線を合わせて会話する。 5 脊髄損傷者は、体温調節障害を伴うことがあるため、部屋の温度管理に配慮する。
<p>肢体不自由（杖などを使用している場合）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下階に移動するときのエレベーター又は手すりを設置する。 2 滑りやすい床は転びやすいので、雨天時の対応を行う。 3 トイレでの杖置きを設置する、靴の履き替えが必要な場合に椅子を用意する等の配慮を行う。 4 上肢の障害があれば、片手又は筋力低下した状態で作業ができるよう配慮する。
<p>構音障害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 しっかりと話を聞く。 2 会話補助装置等を使ってコミュニケーションをとることも考慮する。
<p>失語症</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 表情が分かるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短い言葉又は文章で、分かりやすく話しかける。 2 一度でうまく伝わらないときは、繰り返して言う、別の言葉に言い換える、漢字又は絵で書く、写真・実物・ジェスチャーで示す等の対応をすると理解しやすい。 3 「はい」「いいえ」で答えられるように問い掛けると

	<p>理解しやすい。</p> <p>4 話し言葉以外の手段（カレンダー、地図、時計等身近にあるもの）を用いると、コミュニケーションの助けとなる。</p>
高次脳機能障害（記憶障害）	<p>1 自分でメモを取ってもらい、双方で確認する。</p> <p>2 残存する受障前の知識又は経験を活用する（例えば、過去に記憶している自宅周辺では迷わず行動できる。）。</p>
高次脳機能障害（注意障害）	<p>1 短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取る等配慮する。</p> <p>2 一つずつ順番にやる。</p> <p>3 左側空間無視がある場合には、左側に危険なものを置かない。</p>
高次脳機能障害（遂行機能障害）	<p>1 手順書がある場合は、利用する。</p> <p>2 必要に応じて段取りを決めて目につくところに掲示する。</p>
高次脳機能障害（社会的行動障害）	<p>感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題又は場所を変えて落ち着かせる。</p>
内部障害	<p>1 ペースメーカーは、外部からの電気又は磁力に影響を受けることがあるので、注意すべき機器や場所等の知識を持つ。</p> <p>2 排泄に関し、人工肛門の場合は、パウチ洗浄等の特殊な設備が必要となることに配慮する。</p> <p>3 人工透析が必要な人については、通院に配慮する。</p> <p>4 呼吸器機能障害のある人については、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらうよう配慮する。</p> <p>5 常時酸素呼吸が必要な人については、携帯用酸素ボンベが必要な場合があることを理解する。</p>
重症心身障害 その他医療的 ケアが必要な 者	<p>1 人工呼吸器等を装着して専用の車椅子で移動する人もいるため、電車又はバスの乗降時等において、周囲の人が手伝って車椅子を持ち上げる等の配慮が必要である。</p> <p>2 体温調節がうまくできないことも多いので、部屋の温度管理に配慮する。</p>
知的障害	<p>1 言葉による説明等を理解しにくいいため、ゆっくり、丁寧に、分かりやすく話すことが必要である。</p>

	<p>2 文書は、漢字を少なくしてルビを振る、分かりやすい表現に直す等の配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人一人の障害の特性により異なる。</p> <p>3 写真、絵、ピクトグラム等分かりやすい情報提供の工夫をする。</p> <p>4 説明が分からないときに提示するカードを用意する、本人をよく知る支援者が同席する等理解しやすくなる環境の工夫をする。</p>
<p>発達障害（自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム））</p>	<p>1 肯定的、具体的及び視覚的な伝え方の工夫をする（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方をする、その人の興味や関心に沿った内容とする、図又はイラスト等を使って説明するなど）。</p> <p>2 何かを伝えたり依頼したりする場合は、手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする等その人に合わせた方法で行う。</p> <p>3 感覚過敏がある場合は、音、肌触り、室温等感覚面の調整を行う（大声で説明せず視覚的に内容を伝える、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮する等）。</p> <p>4 感覚鈍麻がある場合は、周りの人が注意・配慮する。</p>
<p>発達障害（学習障害（限局性学習障害））</p>	<p>1 得意な方法を積極的に使って、情報を理解し、表現ができるようにする（コンピュータ等の情報通信機器を活用する際は、文字を大きくしたり、行間を空けたりして、読みやすくなるように工夫する。）。</p> <p>2 苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減し、又は柔軟な評価、対応等をする。</p>
<p>発達障害（注意欠陥・多動性障害（注意欠如・多動性障害））</p>	<p>1 短く、はっきりとした言い方で伝える。</p> <p>2 指示等は、伝わりやすいよう、言葉だけでなく、リスト、スケジュール等視覚で示す。</p> <p>3 気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルールの提示等の配慮を行う。</p>
<p>発達障害（その他）</p>	<p>1 叱ったり、拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない。</p> <p>2 日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ。</p>
<p>精神障害（統合失調症）</p>	<p>1 統合失調症は、誰もがかかりうる脳の病気であるが、治療可能であることを理解する。</p> <p>2 薬物療法等治療が重要であり、治療しながら社会参加が十分に可能であることを理解する。</p> <p>3 社会との接点を保つことも治療となるため、病気と付</p>

	<p>き合いながら、他者と交流し、又は仕事に就くことが、治療上有益であることを理解する。</p> <p>4 ストレス又は環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける。</p> <p>5 一度に多くの情報が入ると混乱するので、一度に伝える情報は絞るようにし、伝える情報は紙に書く等して整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける。</p> <p>6 症状が強いつきには無理をさせず、しっかりと休養をとること、速やかに主治医を受診すること等を促す。</p>
精神障害（気分障害）	<p>1 怠け又は気持ちの持ち方ではなく病気であることを理解する。</p> <p>2 必要に応じて専門家に相談したり、専門機関で治療を受けたりするように勧める。</p> <p>3 うつ状態のときは無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する。</p> <p>4 躁状態のときは、安全の管理等に気を付ける。</p> <p>5 自分を傷つけてしまったり、自殺に至ったりすることもあるため、自殺等を疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人、家族等に促す。</p>
精神障害（依存症（アルコール））	<p>脳との関連が分かっている精神疾患であり、性格又は意思が弱いことが原因ではないことを理解する。</p>
精神障害（てんかん）	<p>1 誰もがかかる可能性がある一般的な脳疾患であるが、ほとんどの場合は、薬物療法等の治療により発作を抑えることができることを理解する。</p> <p>2 発作が起こっていないほとんどの時間は、普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない。</p>
精神障害（認知症）	<p>1 高齢社会を迎え、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、介護者等として認知症に関わる可能性がある等、認知症は皆にとって身近な病気であることを理解する。</p> <p>2 症状が変化した場合等は、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専門機関に相談すること等を促す。</p>
難病	<p>1 それぞれの難病の特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要であることを理解する。</p> <p>2 進行する場合は、病態・障害の変化に対応が必要であることを理解する。</p> <p>3 排泄の問題、疲れやすさ、状態の変動等に留意が必要</p>

であることを理解する。

4 体調が優れないときに休憩できる場所を確保する。